

8. 社会参加

交通

心身障害者通院・通所訓練等交通費助成

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対象〉 ※生活保護世帯は除きます。

- (1) 身体障害者手帳 1・2級 (2) 愛の手帳 1・2度
- (3) 身体障害者手帳の内部障害3級 ※所得制限あり (心身障害者福祉手当と同様)
(心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能障害)
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1級

〈助成対象〉 次に該当する場合に、その移動に係る交通費を助成します。

(介護保険給付による通所リハビリテーション、地域活動支援センター、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者等への通所を除く)

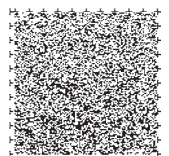
- ①医学的治療のための通院、機能回復訓練のための通所
- ②自立生活訓練、および社会適応訓練のための通所
- ③家族(障害者本人は除く)の属する学校行事に参加
- ④公的機関が主催・共催する研修・講座等の行事に参加
- ⑤地域活動(宗教活動、政治活動及び営利を目的とする経済的活動への参加を除く)

〈月額助成限度額〉

		通院・通所訓練に係る交通費 (助成対象①②)	学校行事・研修等に係る交通費 (助成対象③④⑤)
公共交通機関のみ利用	本人	5,250円	650円
	介護者	5,250円	650円
タクシー等のみ利用	本人	5,250円	650円
	介護者	対象外	
自家用車のみ利用 (公共交通機関を利用した場合の大人1人分の額で算定)	本人	5,250円	650円
	介護者	対象外	
公共交通機関利用、 タクシー、自家用車併用	本人	5,250円	650円
	介護者	5,250円 (公共交通機関分のみ)	650円 (公共交通機関分のみ)

〈申請方法〉 次のものをお持ちになり、担当窓口で利用登録が必要です。

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - (2) 障害者本人の銀行口座の控え
 - (3) 区市町村民税課税(非課税)証明書(内部障害3級のみ)
- 詳しくは担当窓口までお問い合わせください。



JR線等の運賃の割引

身 知 精

〈対 象〉 ①身体障害者手帳または愛の手帳の所持者とその介護者

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱い区間
第1種心身障害者が介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5割（バスの定期券3割）	JR線（航路・バスを含む）および連絡各社線の各駅相互間 ※私鉄の割引はJRに準じる
12歳未満の第2種心身障害児の介護者	定期券		
第1種および第2種心身障害者が1人で利用する場合	普通乗車券	5割	同上。 ただし片道100kmを超える区間に限る

②精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者

割引内容は各鉄道会社によって異なるため、各鉄道会社に直接問い合わせてください。

注) 第1種・第2種心身・精神障害者とは、障害の程度や内容により決められており、「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」に第1種または第2種の記載がある方が対象になります。

〈利用方法〉 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を発売窓口にて提示して乗車券等を購入してください。

〈問 合 せ〉 各駅窓口

都営交通無料乗車券

身 知 精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

■身体障害者・知的障害者

都営交通を利用する際、無料乗車券を提示すると、本人は料金が無料になります。介護者の一部は手帳提示により料金が割引になります。

〈対 象〉 都内在住で身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方
※シルバーパスをお持ちの方は取得できません。

〈乗物の種類〉 都営地下鉄、都営バス、都電等

〈手 続〉 新規・更新とも手帳、無料乗車券（更新のみ）が必要です。
（指定された駅で手続きすることにより、ICカードに変更することができます。）

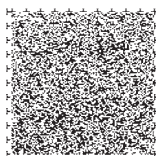
■精神障害者

都営交通を利用する際、都営交通乗車証を提示すると、本人は料金が無料になります。

〈対 象〉 都内在住で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※シルバーパス等をお持ちの方は取得できません。

〈乗物の種類〉 都営地下鉄、都営バス、都電等

〈手 続〉 新規・更新とも手帳、乗車証（更新のみ）が必要です。
（指定された駅で手続きすることにより、磁気券・ICカードに変更することができます。）



民営バスの割引(身体障害者・知的障害者)

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

民営バスを利用する際、料金が割引になります。

本人は手帳を提示するだけで利用ができますが、介護人は割引証が必要です。

利用区分	利用方法	割引率
第1種・第2種身体障害者、愛の手帳所有者が1人で利用する場合	身体障害者手帳、愛の手帳を乗車時に提示	5割
第1種身体障害者、愛の手帳所持者が介護人とともに利用する場合	心身障害者民営バス乗車割引証(介護人付)を乗車時に提示	5割 介護人も同率
定期券を購入する場合	定期券割引購入申込書を購入時に提出	3割

〈申請方法〉手帳を持参し、心身障害者民営バス乗車割引証(介護人付)、定期券割引購入申込書の交付を受けてください。

民営バスの割引(精神障害者)

精

〈対象〉

東京都が発行する写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

〈適用範囲〉

都内を運行する一般路線バスの都内区間。都内で乗車し、かつ都内で降車(下車)する場合のみ適用されます。

コミュニティーバスの割引の有無は、運行事業者へお問い合わせください。

〈利用方法〉手帳の写真が貼ってあるページを乗車時に提示してください。

〈割引率〉5割

〈問合せ〉各バス事業者



社会参加

国分寺市地域バス「ぶんバス」の割引

身

知

精

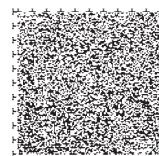
「ぶんバス」を利用する際、運賃が割引になります。

〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方
- (2) 東京都発行の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※東京都以外の精神障害者保健福祉手帳は対象外
- (3) 障害者手帳アプリ(ミライロID)をお持ちの方

〈割引後運賃額および適用範囲〉

乗車1回(1周を超えない範囲) 100円



〈利用方法〉

乗車時に、各手帳またはアプリを提示してください。
提示を忘れると割引を受けられないことがあります。

〈問合せ〉

交通対策課 地域バス等担当
電話 (042) 312-8673

フェリー旅客運賃の割引 **身** **知**

フェリーを利用する際、運賃が割引になります。

〈対象〉 身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方と介護者

〈利用方法〉 発売窓口で手帳を提示し、乗船券をご購入ください。

※割引率、割引対象などについては、会社により異なりますので、各船会社に直接お問い合わせください。

〈問合せ〉 各船会社

航空旅客運賃の割引 **身** **知** **精**

〈対象〉 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者

※ただし、航空運送事業者によって、対象者の適用範囲が異なります。

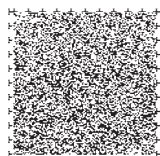
〈割引運賃額〉 各航空運送事業者または路線によって異なります。

〈利用方法〉 航空券購入及び搭乗手続きの際に身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示。ただし、介護者とともに搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入する必要があります。

〈問合せ〉 各航空会社



社会参加



有料道路通行料金の割引

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対 象〉

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方が運転する場合
- (2) 第1種身体障害者・第1種知的障害者が移動するために介護者が運転する場合

〈割引率〉 5割 ※有効期限があります。

〈申請の方法〉 次のものをお持ちになって、担当窓口へ申請してください。

自動車、ETCカードの事前登録を希望する場合

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- (2) 自動車検査証または軽自動車届出済証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要。）

※自動車の所有者の氏名の記載があることが必要です。

※ローン又は長期リースにより自動車を利用している場合は、ローン契約書又はリース契約書等をお持ちください。

- (3) 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
また、ETCを利用する場合は下記2点もあわせてお持ちください。
- (4) ETCカード
- (5) ETC車載機の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）
※オンライン申請も可能です。

自動車、ETCカードの事前登録を希望しない場合

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- (2) 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

オンライン申請方法の問い合わせ先 **有料道路ETC割引登録係**

月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

電話 (045) 477-1233



<https://www.expressway-discount.jp>



社会参加

タクシー運賃の割引

身 知 精

乗車時に身体障害者手帳または愛の手帳を提示することにより、運賃の10%（10円未満切り捨て）の割引を受けられる場合があります。

ご利用になる前に各タクシー会社へ割引を受けられるかどうかをご確認ください。

〈対 象〉 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となる場合がありますので、詳しくは下記または乗車の際に乗務員へお問い合わせください。

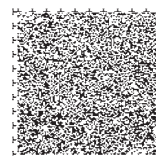
〈問 合 せ〉

法人タクシー 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

電話 (03) 3264-8080

個人タクシー 東京都個人タクシー協同組合

電話 (03) 3384-1351



自動車

自動車運転免許取得費の助成

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

心身障害者が自動車運転免許を取得する場合、または免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を助成します。

※ただし、普通自動車に限ります。事前に申請が必要です。

〈対象〉 次の(1)～(4)のすべてにあてはまる方

- (1) 運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1～3級（ただし、内部障害4級まで、下肢障害または体幹機能障害4・5級であって歩行困難な方も対象）または愛の手帳1～4度の方
- (2) 市内に3か月以上居住している方
- (3) 申請時において、当該申請の対象となる運転免許の取得等をしていない方
- (4) 住民税非課税世帯に属する方

〈助成金額〉 助成対象経費（教習所の入所料、教習料など）の2/3の額で、164,800円以内。限定解除20,600円以内。

※身体障害のある方が運転免許を取得する場合、障害の程度により、補装具類を着用したり、車種の限定がありますので事前に公安委員会の審査を受けていただくこととなります。身体障害者の免許取得について詳しくは下記へお問い合わせください。

※なお、助成制度については、担当窓口へお問い合わせください。

〈問合せ〉 警視庁府中運転免許試験場

〒183-0002 府中市多磨町3-1-1 電話 (042) 362-3591

自動車改造費の助成

身

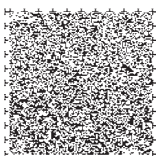
担当窓口 障害福祉課生活支援係

購入または所有する普通自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成します。※事前に申請が必要です。

〈助成額〉 1台につき 133,900円を限度

〈対象〉 次の(1)～(4)のすべてにあてはまる方

- (1) 身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害1・2級
- (2) 自らが運転する普通自動車を所有している方
- (3) 市内に3か月以上居住している方
- (4) 住民税非課税世帯に属する方



駐車禁止規制の除外

身 知 精

公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路に駐車する場合、駐車禁止の対象から除外されます。駐車に際しては、東京都公安委員会が発行し警察署で交付した「駐車禁止等除外標章」および「運転者の連絡先または用務先」を車の前面の見やすい箇所に掲示する必要があります。

なお、次のような駐車はできません。

- ① 停車禁止場所の駐車
- ② 法定駐車禁止場所の駐車
- ③ 駐車方法に従わない駐車
- ④ 車庫代わりの駐車・長時間駐車

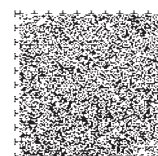
〈対 象〉 都内に住所を有し、下記の障害の区分・程度に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種類	障害の区分	障害の程度	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級または4級の1	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1または2級の2 ※
		下肢機能障害	1級から4級まで
		体幹機能障害	1級から3級まで
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級まで
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸小腸機能障害	1級または3級
		免疫機能障害、肝臓機能障害	1級から3級まで
	（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）		
愛の手帳	1度または2度 （3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）		
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）		
小児慢性特定疾病医療受給者証	色素性乾皮症に係る医療費支給認定を受けた方		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。



社会参加



〈申請者〉原則として本人が申請してください。

※ただし、申請者が未成年者、知的障害者または精神障害者の場合や、身体的理由により来署する事が困難であると認められる場合は、当該申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族もしくは姻族、またパートナーシップ関係の相手方が申請代理人として申請してください。

〈申請に必要な書類〉住所地を管轄する警察署に申請してください。

- (1) 申請書（警察署にあります。）
- (2) 身体障害者手帳等
- (3) 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

※申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面、申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。

〈問合せ〉 小金井警察署 交通規制係 〒184-0014 小金井市貫井南町3-21-3
電話 (042) 381-0110

外出支援

移動支援事業



担当窓口 障害福祉課事業推進係

社会生活上必要な外出等障害者または障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。



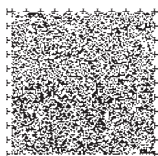
社会参加

〈対象〉 市内に住所を有する方または市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 愛の手帳の交付を受けている学齢以上の障害者（児）
- (2) 肢体不自由のうち両上肢1級かつ両下肢1級の身体障害者手帳の交付を受けている学齢以上の障害児
- (3) 精神保健福祉手帳1級の交付を受けている学齢以上の障害者（児）

対象者別利用限度時間

対象者区分		利用限度時間（ひと月あたり）
(1) (3)	小学1年生～小学3年生	13時間
	小学4年生～中学3年生	17時間
	義務教育終了後から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間
	18歳に達する日の属する月の翌月から	25時間
(2)	小学1年生～小学3年生	13時間
	小学4年生～中学3年生	17時間
	義務教育終了後から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間



緊急時の対応・夏季休業日の時間増

変更項目	変更内容
緊急時の対応	その月の上限支給量の限度時間まで使い切った後（利用予定時間は含まない）に、緊急やむを得ない事由が発生した場合、1か月に10時間を限度として利用できます。 ※緊急やむを得ない事由とは下記のとおりです。 ①利用者、同居の親族又は身体障害者補助犬の傷病により通院するとき。 ②親族の事故又は病状の急変により病院へ行くとき。 ③親族の葬儀に参列するとき。
夏季休業日の時間増	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する利用者であって、市の承認を受けた方は、1か月当たりの利用限度時間を7月の夏季休業期間にあつては5時間まで、8月の夏季休業期間にあつては10時間まで加算する。

〈利用形態〉

- ・個別支援型 1人の利用者に対して1人のガイドヘルパーが支援します。
- ・グループ支援型 複数の利用者に対して複数のガイドヘルパーが支援します。（ただし、利用者3人対ヘルパー2人、利用者4人対ヘルパー3人、利用者5人対ヘルパー4人の組み合わせに限ります。）

〈利用者料金〉

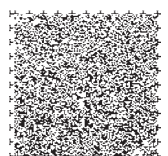
- ・個別支援型 最初の2時間まで、30分あたり130円。以降、30分あたり105円。
 - ・グループ支援型 最初の2時間まで、30分あたり105円。以降、30分あたり85円。
- ※生活保護および市民税非課税世帯は無料。移動にかかる費用等は実費負担。

〈移動支援事業者一覧〉

事業所名	所在地	電 話	FAX
特定非営利活動法人 学びの広場	国分寺市南町2-11-14 トミービル2階	(042)322-7160	(042)322-7160
社会福祉法人けやきの杜 ライフネット	国分寺市東恋ヶ窪5-2-2 シティハイツ51 1階	(042)322-4424	(042)322-4426
社会福祉法人万葉の里 ウイング	国分寺市東戸倉2-7-26	(042)321-6600	(042)313-8823
特定非営利活動法人・ケア・センターやわらぎ ケア・センターやわらぎ 国分寺	国分寺市本町4-1-2 エスポアール花澤台1階	(042)327-0417	(042)327-0415
社会福祉法人AnnBee ヘルパーステーションびいと	国分寺市西元町3-6-14	(042)316-8523	(042)316-8553
社会福祉法人あいの樹 あい	小平市小川西町5-22-12	(042)349-2191	(042)349-2192



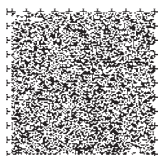
社会参加



事業所名	所在地	電話	FAX
合資会社 MERRY ROOM	昭島市東町4-9-3	(042)546-4243	(042)519-2157
特定非営利活動法人 ひょうたん島 すいへいせん	国分寺市本多4-15-8	(042)359-4767	(042)359-4767
合同会社 つぼみ 訪問介護つぼみ	国分寺市本町2-20-11 カーサマローネ1B	(042)359-4253	(042)359-4273
株式会社 ケア21 ケア21国分寺	国分寺市泉町1-1-2 清水ビル1階	(042)300-0321	(042)324-4882
有限会社 プロビジョン 介護サービス 愛の手	杉並区高円寺南5-36-8 ナガイビル3階	(03)3380-5017	(03)3380-5016
一般社団法人 ノマワン・フレンド	小金井市貫井南町3-18-6 パールレジデンス武蔵小金井 205	(042)332-8612	(042)332-8612
合同会社 くくる介護ステーション	小平市仲町363-9 サンフラワーハイツ1C	(042)406-5782	(042)406-5782
株式会社 HORTON ホートン国分寺ステーション	国分寺市本町2-11-5-407	(042)316-8576	(03)6300-6485
一般社団法人 Proof プルーフ	国立市東1-14-22 ハイム114 305	(042)502-6956	(042)502-6956
有限会社 ミント ホームヘルパーステーション ミント	小平市小川町1-376-5	(042)344-0772	(042)344-0862
一般社団法人 にこにこ たすけあいグループひまわり	小平市小川町2-1341-1 第二サンライズマリー103	(042)343-2215	(042)343-1806
特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま	国分寺市泉町3-33-16 西国分寺ハイツ101	(042)300-3663	(042)300-3663
株式会社リリィケア ネコロボマン訪問介護立川高松店	立川市高松町3-14-5	(042)506-1050	(042)506-1051
DIVE合同会社 ケアランド南風	国立市東3-6-6 東センテ国立ビル3階	(042)505-9582	(042)505-9583



社会参加



盲ろう者の通訳・介助者派遣 **身**

視覚と聴覚の両方に障害がある方に、コミュニケーション及び移動手段を確保し社会参加を促進するため通訳・介助者を派遣します。

〈費用〉 無料（通訳・介助中の交通費、入場料等は利用者負担）

〈問合せ〉 認定特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会
電話 (03) 6228-1282 FAX (03) 6228-1283



<http://www.tokyo-db.or.jp/>

補助犬の給付 **身**

担当窓口 障害福祉課生活支援係

都内におおむね1年以上居住して、身体障害者補助犬の飼育について家屋所有者の承諾が得られ、所定の訓練（宿泊の場合もあります）を受けることができ、身体障害者補助犬の飼育のできる世帯の所得税額が平均月額77,000円未満の方に、身体障害者補助犬を給付します。

- (1) 盲導犬 18歳以上で視覚障害1級の方
- (2) 介助犬 18歳以上で肢体不自由1・2級の方
- (3) 聴導犬 18歳以上で聴覚障害2級の方

文化・交流・余暇・学習



社会参加

くめぎ教室 **知**

担当窓口 本多公民館 恋ヶ窪公民館 並木公民館

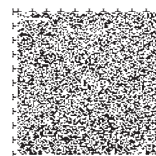
〈内容〉 各館の施設や地域特性を活かして、音楽・ダンス・スポーツ・工作・季節に合わせたイベントなど多様な活動を行っています。さまざまな人たちとのふれあいや集団活動を通して社会性を身につけ、仲間づくりをし、自ら生きる力を育むことを目指しています。

〈対象〉 市内在住の18歳以上の方で、本人が来館または保護者等が送迎可能な方のうち、愛の手帳2度～4度の方。

〈活動日〉 原則として月1～2回 日曜日・土曜日 ※詳しくは各公民館にお問い合わせください。

〈問合せ〉

名称	所在地	電話	FAX
本多公民館	本多1-7-1	(042) 321-0085	(042) 322-2376
恋ヶ窪公民館	西恋ヶ窪4-12-8	(042) 324-1926	(042) 327-9100
並木公民館	並木町2-12-3	(042) 321-9971	(042) 321-9970



※参加できるのは1館のみです。

●アラジン

〈内 容〉

18歳以上の知的障害のある方のための余暇活動支援です。

水曜日と第一土曜日に主に活動を行っています。

利用者のペースに合わせて音楽や書道、体操、調理などをボランティアや仲間と一緒に
行っています。

※ボランティアも随時募集しています。

※事業の詳細や入会方法については、下記までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉

特定非営利活動法人国分寺市手をつなぐ親の会 アラジン担当

電話 (042) 313-9322

●トータルサポートシステムMY夢 まあぶ

〈内 容〉

18歳以上の知的障害のある方のための余暇活動支援です。

月曜日、水曜日、土曜日に活動を行っています。

水泳、スポーツ、外出、調理等を支援者や仲間と一緒にしています。

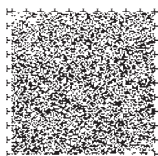
※支援者も随時募集しています。

※事業の詳細や入会方法については、下記までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉

特定非営利活動法人国分寺市手をつなぐ親の会 まあぶ担当

電話 (042) 313-9322



国分寺市体育施設等使用料減免

身 知 精

担当窓口 スポーツ振興課

オパール会員証をお持ちの方は、市内スポーツ施設の個人利用が無料になります。会員証の申請手続きなど詳しくは下記へお問い合わせください。

(注釈) 市民室内プール（プールのみ）は当面の間、休場しています。詳細は市ホームページをご確認ください。

〈対 象〉市内在住の①または②に該当する方

- ①高齢者（満65歳以上の方）
- ②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈問 合 せ〉

市民スポーツセンター	電話 (042) 326-2211
市民室内プール	電話 (042) 325-6868
市民ひかりスポーツセンター	電話 (042) 595-8865

東京都障害者スポーツ大会

身 知 精

スポーツを通じて、障害者が自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、都民の障害者に対する理解の増進を図るため、東京都障害者スポーツ大会を開催しています。

〈問 合 せ〉公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

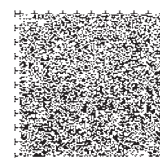
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階
電話 (03) 6265-6001 (分室) FAX (03) 6265-6077



<https://tsad-portal.com/tsad/join/convention>



社会参加



心身障害者(児)運動会・バスハイキング

身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

心身障害者の方の健康増進と交流を深めるため、毎年バスハイキング、運動会を行っています。

〈対 象〉市内在住で心身に障害のある方、難病の方、その家族および支援者など

〈内 容〉

バスハイキング 日帰りで娯楽施設などへバスに乗って出かけます。(企画内容は毎年変わります)

運動会 市民スポーツセンターで様々なスポーツをみんなで一緒に楽しめます。

※参加については、毎年開催前に市報やホームページで開催のお知らせをしていますので、ご確認の上お申し込みください。

東京都障害者休養ホーム

身 知 精

障害のある方が家族などとくつろげる保養施設を指定し、宿泊料の一部を東京都が助成しています。

〈対 象〉都内在住で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方。付き添いの方は、障害者(児)1人につき1人が助成対象となります。

〈助成額〉1泊につき障害者おとな6,490円、子ども5,770円、付き添いの方(中学生以上)3,250円を限度に助成。

〈助成回数〉年度(4月1日～翌年3月31日)2泊まで

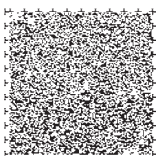
〈利用方法〉利用する施設をパンフレットから選んで直接予約します。パンフレットおよび利用申込書は障害福祉課にあります。

〈受付締切〉団体・・・利用日の3週間前 個人・・・利用日の2週間前

〈問 合 せ〉公益財団法人 日本チャリティ協会

〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階

電話 (03) 3353-5942 FAX (03) 3359-7964



国分寺市立歴史公園有料施設入園料減免

身 知 精

担当窓口 ふるさと文化財課

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、国分寺市立歴史公園内の有料公園施設である「おたかの道湧水園」入園料が無料になります（手帳をお持ちの方1人につき介護者の方1人まで）。発券窓口の史跡の駅で手帳を提示してください。

〈問合せ〉ふるさと文化財課

電話 (042) 312-8682 FAX (042) 325-1380 (代表)

都立公園等の無料入場

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立公園等に無料入場できます。窓口で手帳を提示してください。

〈問合せ〉各公園窓口

都立公園等駐車場の無料利用

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立公園等の駐車場を無料利用できます。窓口で手帳を提示してください。

〈問合せ〉各駐車場窓口

国立・都立有料施設等の無料(一部割引)利用

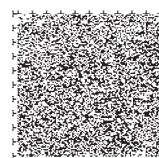
身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立有料施設等の個人利用する場合、無料（一部割引）で利用できます。窓口で手帳を提示してください。

〈問合せ〉各施設窓口



社会参加



郵便等による不在者投票（郵便等投票）

身

担当窓口 選挙管理委員会事務局

重度の障害等がある方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度が利用できます。選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

〈対 象〉

	障害の部位	等 級
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分が「要介護5」	

※手帳の等級とは別に、東京都知事の障害の程度についての証明書をとることにより、郵便等投票が利用できる場合もあります。

〈代理記載投票〉

郵便等投票の対象の方で、上肢または視覚の1級に該当し、自ら記載をすることができない方は、投票の代理記載をしてもらうことができます。代理記載できる方は、選挙権を有する方で、選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

〈問 合 せ〉 選挙管理委員会事務局

電話 (042) 325-0195 FAX (042) 325-4100



社会参加

代理投票・点字投票

身

知

精

担当窓口 選挙管理委員会事務局

各投票所では字を書くことが困難な方や目の不自由な方のために「代理投票」や「点字投票」の制度があり、聴覚が不自由な方には、コミュニケーションボードを使って投票のご案内をします。

(1) 代理投票：けがや病気、心身の障害その他の事由により、自ら記載することができない方は、投票所の係員の代筆にて投票することができます。

(2) 点字投票：視覚に障害のある方は、点字器を使用して投票することができます。

※全ての投票所に点字版候補者氏名等一覧、点字器、投票支援カード、コミュニケーションボード、老眼鏡、車椅子等を用意しています。

〈問 合 せ〉 選挙管理委員会事務局

電話 (042) 325-0195 FAX (042) 325-4100

